

深夜酒類営業から 風俗営業1号へ

S u n B r i d g e A s s i s t 行政書士事務所

about me

高橋 優妃

TAKAHASHI YUHI

風俗営業専門行政書士

許認可のゴールはみな同じです。

「許可が取れた」ゴールが同じなのに事務所によって価格設定が違うのはなぜか。

それは「対応力」だと私は考えております。

付随する書類、小さな悩みもまとめて解決できる。

SunBridgeAssist行政書士事務所に聞けばすべて解決する。

そんな信頼を得られる事務所を目指しております。



深夜酒類営業

深夜0時～午前6時の間に主に酒類を提供するバーや居酒屋などを営む場合、オープン予定日の10日前までに、管轄の警察署（生活安全課）を經由して都道府県公安委員会へ深夜酒類提供飲食店営業開始届を提出

● メリット
夜中も営業可能

● デメリット
接待行為ができない

接待行為とは

接待行為とは

接待とみなされる行為の例

風営法で「接待」とは、お客さんの歓楽を促すために
継続して行われる以下の行為を指します。

特定のお客さんの隣に座っての会話やカラオケのデュエット
お酌や水割りを作る行為
お客さんと一緒にダンスを踊る・ゲームをする
お客さんの肩を揉む、衣装を着飾るなどの行為

違反した場合...

2年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金、又は両方の刑罰が科せられる（風営法第3条、同49条）。また、許可を受けるのに不正の手段を用いた場合も同様の罰則が科せられます。

風俗営業の許可を受けるには、風俗営業者及び営業所について、風営法上の基準を満たしていることが必要です。

例えば、破産者で復権を得ない者・一定の前科がある者等は許可取得ができません。

さらに、営業所については、構造又は設備が基準に適合している等が基準となります（風営法第4条）。

1号営業の要件

用途地域

店舗構造（構造基準）

営業時間

人的要件（管理者）

許可までの流れ

項目	期間の目安	備考
用途地域と保全施設の確認	0日	物件の契約前に必須
現地調査・図面作成	2~3週間	申請準備のキモ
書類収集	並行して1~2週間	欠格事由に注意
事前相談~申請	1週間程度	営業者の面接あり
実地検査	半日程度	
許可証交付	申請してから55日	書類の不備などあればずれ ること

必要書類

- 使用承諾書
- 店舗物件の登記事項証明書
- 用途地域証明書
- 営業所周辺の略図
- 営業所の平面図
- 営業所・客室の求積図、求積表
- 音響・照明図
- 誓約書
- 住民票、身分証明書、登記されていないことの証明書
- 誓約書
- 写真（3×2.4cm） 2枚
- メニュー表コピー
- 保健所の許可書コピー
- 賃貸借契約書コピー

弊社料金

着手金 110,000円

(建物の用途地域や保全対象施設調査により、不許可とみられる場合は55,000円の返金により契約終了)

申請手数料 24,000円

成功報酬 110,000円～(広さによる)

許可が下り、許可証受領から15日以内にお振込み

※弊社は別途交通費等はいただきません。

最後まで、ご覧いただき
ありがとうございました

contact



03-6824-5454



sunbridgeassist@gmail.com



<https://sunbridgeassist.com>